

# 宮城県公報

発行  
 宮城県  
 (総務部私学文書課)  
 宮城県仙台市青葉区  
 本町三丁目8番1号  
 電話 022(211)2267  
 (毎週火、金曜日発行)

## 条 例

### 目 次

ページ

○職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	二
○布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例	(企業局水道経営管理室)	二
○図書館協議会条例	(教育庁生涯学習課)	三
○美術館協議会条例の一部を改正する条例	(同)	三
○歴史博物館協議会条例の一部を改正する条例	(教育庁文化財保護課)	四
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例	(警察本部交通規制課)	四
○東日本大震災復興交付金基金条例	(財政課)	四
○東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例	(同)	五
○手数料条例の一部を改正する条例	(同)	五
○高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(教育庁高校教育課)	六
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部運転免許課)	六
○地域整備推進基金条例の一部を改正する条例	(財政課)	一〇
○国際化基盤整備推進基金条例を廃止する条例	(同)	一〇
○復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例	(税務課)	一〇
○宮城県県税条例の一部を改正する条例	(同)	一一
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	一二
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(同)	一四
○地域環境保全特別基金条例の一部を改正する条例	(環境政策課)	一四

○環境審議会条例の一部を改正する条例	(同)	一四
○自然環境保全審議会条例の一部を改正する条例	(自然保護課)	一五
○県立自然公園条例の一部を改正する条例	(同)	一五
○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課)	一五
○食品衛生取締条例等の一部を改正する条例	(同)	一六
○消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	(消費生活・文化課)	一八
○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(共同参画社会推進課)	一八
○社会福祉施設条例の一部を改正する条例	(保健福祉総務課)	一九
○地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(医療整備課)	二〇
○看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例	(同)	二〇
○介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(長寿社会政策課)	二〇
○子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(疾病・感染症対策室)	二〇
○東日本大震災みやぎこども育英基金条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	二二
○妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(同)	二二
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(同)	二二
○障害児通所給付費等不服審査会条例	(障害福祉課)	二三
○社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(同)	二三
○精神保健福祉センター使用料等条例の一部を改正する条例	(同)	二三
○知的障害児施設条例の一部を改正する条例	(同)	二三
○障害者支援施設条例の一部を改正する条例	(同)	二三
○後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(国保医療課)	二四
○宮城県中小企業振興機械類貸与に関する条例の一部を改正する条例	(新産業振興課)	二四
○損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例	(商工経営支援課)	二四
○みやぎ観光創造県民条例の一部を改正する条例	(観光課)	二五
○主要農作物品種審査会条例の一部を改正する条例	(農産園芸環境課)	二五
○国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農村振興課)	二五
○森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例	(林業振興課)	二五
○宮城県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例	(港湾課)	二六

○風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する等の条例	(都市計画課)	二六
○屋外広告物条例の一部を改正する条例	(同)	二六
○流域下水道条例の一部を改正する条例	(下水道課)	二七
○県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	二八

### 条 例

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

#### ○宮城県条例第二号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「四七〇人」を「四八七人」に改め、同項第九号中「四、四九二人」を「四、五〇四人」に、「三、九五三人」を「三、九六五人」に改め、同項第十号中「一九、三八七人」を「一九、二八〇人」に改め、同条第三項中「一、一四四人」を「一、一四八人」に、「一、一八四人」を「一、一八八人」に、「一、二二〇人」を「一、二三四人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

#### ○宮城県条例第三号

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例

#### (趣旨)

第一条 この条例は、水道法(昭和三十一年法律第七十七号。以下「法」という。)(第三十一条において準用する法第十二条第一項及び第二項並びに第十九条第三項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及びその工事の施行に関する技術上の監督業務を行

う者(以下「布設工事監督者」という。)に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。

(布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事)

第二条 法第三十一条において準用する法第十二条第一項の条例で定める水道の布設工事は、法第三条第八項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

一 一日最大給水量、水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

二 ちんでん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第三条 法第三十一条において準用する法第十二条第二項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)(の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

三 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

四 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

五 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

六 公営企業の設置等に関する条例(昭和四十九年宮城県条例第八号)第五条第一項に規定する管理者(以下「管理者」という。)が別に定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の技能を有すると認められる者であること。

(水道技術管理者の資格)

第四条 法第三十一条において準用する法第十九条第三項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

一 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者であること。

二 前条第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者については六年以上、同条第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

三十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。  
四 管理者が別に定めるところにより、前二号に規定する者と同等以上の技能を有すると認められる者であること。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

図書館協議会条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

図書館協議会条例

宮城県図書館協議会設置条例(昭和二十五年宮城県条例第五十二号)の全部を改正する。

(設置)

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十四条第一項の規定に基づき、宮城県図書館に宮城県図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 協議会は、委員十人以内で組織する。

(任命の基準)

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命するものとする。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(協議会の同一性)

2 改正前の宮城県図書館協議会設置条例第一条の規定により置かれた宮城県図書館協議会は、改正後の図書館協議会条例第一条の規定により置かれた宮城県図書館協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表図書館協議会の委員の項中、「図書館協議会」を「宮城県図書館協議会」に改める。

美術館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

美術館協議会条例の一部を改正する条例

美術館協議会条例(昭和五十六年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とする。

第六条第五項中「第三条」を「第四条」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(任命の基準)

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命するものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

歴史博物館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六号

歴史博物館協議会条例の一部を改正する条例

歴史博物館協議会条例(平成十一年宮城県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とする。

第六条第五項中「第三条」を「第四条」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(任命の基準)

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命するものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)(第三十六条第一項の規定に基づき、信号機等に関する基準を定めるものとする。

(信号機に関する基準)

第二条 法第三十六条第二項の条例で定める信号機に関する基準は、次のいずれかに掲げる信号機で

あること又は信号機を設置する場所において次のいずれかに掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

一 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第二条第四項に規定する信号機であつて次のいずれかに該当するもの

イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下「歩行者用青信号」という。)(に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、当該歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該歩行者用青信号の表示が継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

ロ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該歩行者用青信号に従つて道路の横断を始めた法第

二条第一号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ハ 歩行者用青信号が表示された時において、当該歩行者用青信号の表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車等が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両当該交差点において既に左折又は右折をしているものを除く。(が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないもの

(道路標識に関する基準)

第三条 法第三十六条第二項の条例で定める道路標識に関する基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示に関する基準)

第四条 法第三十六条第二項の条例で定める道路標示に関する基準は、次のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

一 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示  
二 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

東日本大震災復興交付金基金条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号

東日本大震災復興交付金基金条例

(設置)

第一条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百一十二号)第七十八条第三項に規定する復興交付金を充てて行う事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東日本大震災復興交付金基金(以下「基金」といふ)を設置する。  
(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の事業又は事務の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用等)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例

東日本大震災復興基金条例(平成二十三年宮城県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。  
第六条の見出しを「繰替運用等」に改め、同条中「繰り替えて」の下に「運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成十二年宮城県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二百三十の項1口(8)中「粉末冶金」を「粉末冶金」に改め、同項1口中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を削り、(5)を(3)とし、(6)から(5)までを(4)から(3)までとし、(6)を削り、(7)を(5)とし、(8)を削り、(9)を(6)とし、(10)から(9)までを(8)から(7)までとし、同項1口中「製糖」を「製糖」に改め、同項1口中(8)を(6)とし、(9)から(7)までを(8)から(7)までとし、(7)を削り、(7)を(7)とし、(8)を(7)とし、(8)を削り、(9)を(7)とし、(8)から(1)までを(7)から(1)までとし、(2)を削り、(2)を(1)とし、(2)を(1)とし、同項1八(1)中「(1)」を「(1)」に改め、同項1八(2)中「(1)及び(1)」を「(1)及び(1)」に改め、同項1八(3)中「(1)から(2)」を「(1)から(1)」に改め、同表二百六十九の項中

八千五百円

八千二百円

を に  
改め、同表二百七十五の項を削り、同表二百七十四の項中「第百十五条の三十五第二項」を「第百十五条の三十五第三項」に、「二万六千円」を「二万四千円」に、「二万七千円」を「二万五千円」に、「二万五千円」を「二万三千円」に改め、同項を同表二百七十五の項とし、同表二百七十三の項の次

に次のように加える。

二百七十四 介護保険法第十五条の三十五第二項の規定に基づく介護サービス情報の公表が行われる者	公表が行われるとき（公表に係る介護サービス情報について介護保険法第十五条第三項の規定に基づき調査を受ける者）	千円
--	--	----

第二十一条の表二百九十の項の次に次のように加える。	申請するとき	十五万円
---------------------------	--------	------

第三十一条の表十の項及び十一の項を削り、九の三の項を十一の項とし、九の二の項を十の項とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二十一条の表二百三十の項の改正規定は、公布の日から施行する。

高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十一号

高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「支援する」の下に「とともに、私立学校等の安定的かつ継続的な教育環境の整備に資する」を加える。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十二号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験又は掲げる場合に定める額	2 普通自動車免許に係る試験、これに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める額	3 特殊自動車免許（大型特殊自動車免許、以下同じ。）又は大型特殊自動車免許（牽引免許をいう。）
一 道路法第九十七条の二に定める額	一 同法第九十七条の二に定める額	一 同法第九十七条の二に定める額
二 同項の規定を受けなければならない場合	二 同項の規定を受けなければならない場合	二 同項の規定を受けなければならない場合
三 同項の規定を受けなければならない場合	三 同項の規定を受けなければならない場合	三 同項の規定を受けなければならない場合



自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験に、それ掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同法第九十七条の二第一項の適用を受ける場合 千七百五十円

ロ 同項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千九百円

ハ 同項の規定の適用を受けな九の場合 千六百円(同法第九七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を自動車公安委員会が提供するに於ては、七千六百五十円)

ニ 掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同法第九十七条の二第一項の適用を受ける場合 千七百五十円

ロ 同項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千五百五十円

ハ 同項の規定の適用を受けな七の場合 千三百円(同法第九七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を宮城県公安委員会が提供するに於ては、四千五百五十円)

千八百五十円」に、「七千六百五十円」を、「六千九百五十円」に、「四千三百円」を、「四千五十円」に、「五千三百円」を、「四千九百円」に改め、同表四十二の項中、「千七百円」を、「千五百五十円」に、「三千三百五十円」を、「三千百円」に改め、同表四十三の項中、「二千百円」を、「二千五十円」に、「千二百円」を、「千百円」に改め、同表四十四の項中、「三千六百五十円」を、「三千六百円」に、「千二百円」を、「千百円」に改め、同表四十六の項中、「二万四千七百円」を、「二万三千五百円」に、「二万五百円」を、「一万九千六百五十円」に、「一万四千百円」を、「一万四千五百円」に、「二万二千四百五十円」を、「二万二千八百五十円」に改め、同表四十八の項中、「一万五千六百五十円」を、「一万五千円」に、「一万二千百五十円」を、「一万千八百円」に、「九千五百円」を、「九千四百五十円」に、「一万三千三百円」を、「一万二千八百五十円」に改め、同表四十九の項中、「二千五十円」を、「千九百五十円」に、「三千五十円」を、「二千八百円」に、「千九百円」を、「千七百円」に、「三千五百五十円」を、「三千二百五十円」に、「千五百五十円」を、「千円」に改め、同表五十の項中

「二千五百五十円」を「二千五百円」に改め、同表

五十の二の項中 六百円 を 五百五十円

に改め、同表五十の三の項の次に次のように加える。

五十の四 道路交通法第百四条の四第六項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付を申請する者 申請するとき 千円

第一条第一項の表五十一の項中 二千四百円 を 二千六百五十円

「二千四百円」に改め、同表五十二の項中、「二千六百円」を、「二千四百五十円」に、「二千三百円」を、「二千二百円」に、「四千二百円」を、「四千五百五十円」に、「つき千三百五十円」を、「つき千四百円」に、「つき千二百円」を、「つき千五十円」に、「七百五十円」を、「六百五十円」に、「二千五百円」を、「二千百円」に、「二千八百円」を、「二千七百五十円」に、「二千七百円」を、「二千六百円」に、「二千五百五十円」を、「二千四百五十円」に、「講習 七百円」を、「講習 六百円」に、「千五十円」を、「九百五十円」に、「講習 千七百円」を、「講習 千五百円」に、「一万三千四百円」を、「一万三千三百五十円」に、「九千四百円」を「九千二百円」に改め、同表五十四の項中、「千七百円」を、「千五百円」に改め、同表第二項の表一の

「 三千九百五十円	「 三千七百五十円
「 千三百五十円	「 千三百円
「 四千六百円	「 四千四百五十円
「 七千五十円	「 七千円

を

に改め、同表一の項中



を「二千七百五十円」に、「九百五十円」を「九百円」に、「三千二百五十円」を「三千五十円」に改め、同表備考第二号中、「三百円を、普通自動車免許」を「三百五十円を、普通自動車免許」に、「三百円を、特定第一種運転免許」を「二百円を、特定第一種運転免許」に、「三百円を減する」を「三百

二千七百五十円
---------

を

二千七百円
-------

に改め、同表備考第一号中、「三千七百五十円」

二千二百円
二千円
二千円
三千二百円

を

千八百五十円
千九百五十円
二千四百五十円
三千百五十円

に改め、同表七の項中

二千二百円
千九百五十円
二千五十円

を

二千二百五十円
二千円
二千二百五十円

に改め、同表六の項中

二千五百五十円
千九百円
二千五百五十円

を

二千円
千八百五十円
二千円

に改め、同表五の項中

六千七百五十円
二千二百五十円
七千九百五十円

を

六千四百円
二千二百円
七千八百円

に改め、同表三の項及び四の項中

千四百五十円
千一百円

に改め、同表六の項中

千四百円
千二百円

を

千三百五十円
千三百円
千五百五十円

に改め、同表四の項及び五の項中

千四百五十円
千二百五十円

を

千四百五十円
千四百円
千五百円
千九百円

に改め、同表三の項中

千二百五十円
千二百五十円
千二百五十円

を

四千四百五十円
三千七百五十円
千三百円
四千四百五十円

に改め、同表二の項中

千三百円
千三百五十円
千三百円
二千円

を

百五十円を減する」に改め、同条第三項の表一の項中

四千四百五十円
四千円
千三百五十円
四千八百円

を

千三百五十円	に改め、同表七の項中	二千七百五十円
千五百円		を

「二千七百円」に改め、同表備考第一号中「三千四百五十円」を「三千円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「千円」を「千五十円」に、「二千九百五十円」を「三千五十円」に改め、同表備考第二号中「百五十円」を「百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

地域整備推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十三号

地域整備推進基金条例の一部を改正する条例

地域整備推進基金条例（平成元年宮城県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の整備」の下に「その他の地域の振興に資する施策」を加える。

第五条の見出しを「（繰替運用等）」に改め、同条中「繰り替えて」の下に「運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国際化基盤整備推進基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十四号

国際化基盤整備推進基金条例を廃止する条例

国際化基盤整備推進基金条例（平成二年宮城県条例第十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十四年三月二十九日から施行する。

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十五号

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内における県税の課税免除に關し必要な事項を定めるものとする。

（事業税の免除）

第二条 東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十三年総務省令第六十八号。以下「省令」という。）第一条第一号に規定する対象施設等（以下単に「対象施設等」という。）を同号に規定する認定日（以下単に「認定日」という。）から平成二十八年三月三十一日までの間（以下「対象期間」という。）に新設し、又は増設した者（法第一条第三項第一号イ又はロに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で法第三十七条第一項若しくは法第三十九条第一項に規定する指定事業者又は法第四十条第一項に規定する指定法人に該当するものであって対象期間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたもの（以下「指定事業者等」という。）に限る。）については、当該対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後五箇年の間の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象施設等に係るものとして省令第一条に規定するところにより計算した額に対して課する事業税を免除する。

（不動産取得税の免除）

第三条 対象期間内において対象施設等である家屋及びその敷地である土地を取得した者（指定事業者等に限る。）については、当該家屋及び当該土地の取得に対して課する不動産取得税を免除する。  
2 前項の規定の適用を受ける土地は、認定日以後に取得し、かつ、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があったものでなければならない。

（固定資産税の免除）

第四条 対象期間内において対象施設等である大規模の償却資産を取得した者（指定事業者等に限る。）

る。 ) については、当該大規模の償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以後五箇年度に限り、当該償却資産に対して課する固定資産税を免除する。

( 免除の申請 )

第五条 前三条の規定により県税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して、事業税、不動産取得税又は固定資産税に関する申告期限までに県税事務所に提出しなければならない。

一 免除を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 免除を受けようとする税目及び年度

三 新設し、又は増設した施設又は設備の概要

四 その他知事が必要と認める事項

( 免除の措置 )

第六条 県税事務所長は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、免除の処分を決定し、その旨を県税の免除を受けようとする者に通知しなければならない。

( 委任 )

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

( 施行期日等 )

1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年二月九日から適用する。

( 経過措置 )

2 この条例の規定により県税の課税免除の適用を受けようとする者に係る第五条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下、「施行日」という。 )以後三十日以内に到来する場合においては、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

宮城県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十六号

宮城県県税条例の一部を改正する条例

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中、「第二章」の下に、「( 第八条を除く。 )」を、「第三章」の下に、「( 第十四条を除く。 )」を加える。

く。 )」を加える。

第四十五条第三項中、「第七十二条の四十九の八第一項及び第七十二条の四十九の第十第一項」を、「第七十二条の四十九の十二第一項及び第七十二条の四十九の第十四第一項」に改める。

第四十六条中、「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を、「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第四十九条第一項中、「第七十二条の四十九の八第一項」を、「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の十第一項」を、「第七十二条の四十九の十四第一項」に改め、同条第二項中

「第七十二条の四十九の八第六項」を、「第七十二条の四十九の十二第六項」に改める。

第六十六条中、「千五百四円」を、「八百六十円」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「( 個人の県民税の均等割の税率の特例 )」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第九条の二の二 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第二十八条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 平成二十六年度又は平成二十七年 度 前条に定める額に五百円を加算した額

二 平成二十八年度から平成三十五年度までの各年度 第二十八条に定める額に五百円を加算した額

額

附則第十一条の三中、「七百十六円」を、「四百十一円」に改める。

附則第二十四条の次に次の二条を加える。

( 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例 )

第二十四条の二 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。 )により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下、「震災特例法」という。 )第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。 )をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存在する権利の譲渡(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。 )をした場合には、附則第十九条の二第一項中、「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項」として

同条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第二十九条の二の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）

第二十四条の三 附則第五条第一項の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者（平成二十一年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に法附則第四条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの期間（以下この条において「取得期間」という。）内に取得（同号に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から令附則第二十七条の三第一項に規定する日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、法施行規則附則第二十二條の二第一項に規定するところにより市町村長の承認を受けたとき（震災特例法第十二條の二第二項の税務書長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から令附則第二十七条の三第一項に規定する日までの期間を取得期間とみなして、附則第五条の規定を適用する。

附則第二十五条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）を「震災特例法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条の二第一項、第四十五条第三項、第四十六条、第四十九条及び附則第七条の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は平成二十五年一月一日から、第六十六条及び附則第十一条の三の改正規定並びに附則第四項の規定は同年四月一日から施行する。

（行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

2 改正後の宮城県条例第四条の二第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の宮城県条例（以下「旧条例」という。）の第四条の二第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

（個人の県民税に関する経過措置）

3 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（旧条例第三十七条の二に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第七条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

4 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項中、「以下この項において「法」という。）を削り、「次に掲げるもの」を「同法第九条の五の規定による届出の受理等」に改め、イ及びロを削り、同表三の三の項八中、「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同表四の項中、「各市町村（仙台市を除く。）を「各町村」に改め、同表九の項を次のように改める。

九 削除

第一条の表十三の二の項中、「以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの」を、「」に基づく事務のうち、同法第十八条第一項、第三項及び第四項の規定による許可等」に改め、イからニまでを削り、同表十三の五の項中、「仙台市 白石市 登米市」を削り、同表十五の項中、「以下この項において「法」という。）を削り、「次に掲げるもの」を「同法第七条の規定による承認（同法第十条第三項、第十七条、第三十九条第二項、第五十一条の五及び第五十一条の十第二項において準用する場合を含む、道路法第八条第一項に規定する市町村道の用に供する国有財産、河川法第百条第一項に規定する準用河川の用に供する国有財産又は道路法、河川法その他の公共物の管理に関する特別の法律の適用のない公共物の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに係るものに限る。）」に改め、イ及びロを削り、同表十五の二の項を十五の三の項とし、十五の項の次に次のように加える。

十五の二 土地区画整理法に基づく事務のうち、同法第七十六条の規定による許可等(仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業に係るものを除く。)

仙台市 蔵王町 大河町  
原町 田町 柴田町  
川崎町 丸森町 巨谷町  
理七ヶ浜町 利府町 松島町  
大和町 大郷町 加美町 富谷町  
大谷町 美里町 加美町 富谷町  
浦谷町 南三陸町 女川町

第二十条の表十八の項中、「石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市」を削り、同表十九の項中、「各市町村(仙台市を除く。)」を、「各町村」に改め、同表十九の二の項を削り、同表二十一の項中、「各市町村」を、「各町村」に改め、同表二十一の二の項中、「仙台市 白石市 角田市 岩沼市 登米市 東松島市」を削り、同表二十二の項中、「各市町村」を、「各町村」に改め、同表中二十二の二の項を削り、二十一の三の項を二十二の二の項とし、同表二十二の四の項中、「サまで、メ、ミ、エからンまで、(イ)及び(ロ)を「アまで及びキからスまで」に改め、アを削り、サをアとし、キを削り、ユをサとし、メをキとし、ミをユとし、シを削り、エをメとし、ヒから(ロ)までをミからスまでとし、同項を同表二十一の三の項とし、同表二十三の三の項を削り、同表二十四の二の項中、「石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市」を削り、同表二十六の項中、「塩竈市 気仙沼市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 大崎市」を削り、同表二十七の項中、「及び都市再開発法施行規則(昭和四十四年建設省令第五十四号。以下この項において「省令」という。)」を削り、トを削り、「石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市」を削り、同表中二十七の四の項を削り、二十七の三の項を二十七の四の項とし、二十七の二の項を二十七の三の項とし、二十七の項の次に次のように加える。

二十七の二 都市再開発法施行規則(昭和四十四年建設省令第五十四号)に基づく事務のうち、同令第三十九条第五項の規定による

石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 蔵王町 田町 柴田町 川崎町 丸森町 巨谷町 理七ヶ浜町 利府町 松島町 大和町 大郷町 加美町 富谷町 浦谷町 南三陸町 女川町

第二十一条の表二十七の五の項中、「石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市」を削り、同表二十八の項中、「各市町村」を、「各町村」に改め、同表三十の項中、「各市町村(仙台市を除く。)」を、「各町村」に改め、同表中三十の五の項及び三十の六の項を削り、三十の七の項を三十の五の項とし、三十の八の項を三十の六の項とし、三十の九の項を三十の七の項とし、同表三十二の二の項中、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号。以下この項において「法」という。及び「及び」)以下この項において「省令」という。を削り、「次に掲げるもの」を、「同令第二条の規定による揭示」に改め、イから八までを削り、同表三十三の項中、「及び被災市街地復興特別措置法施行規則(平成七年建設省令第二号。以下この項において「省令」という。)」を削り、八を削り、「石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市」を削り、同項の次に次のように加える。

三十三の二 被災市街地復興特別措置法施行規則(平成七年建設省令第二号)に基づく事務のうち、同令第四条の規定による揭示

石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 蔵王町 川崎町 丸森町 巨谷町 理七ヶ浜町

第二十一条の表三十四の項中二を削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、同項中「ト」を「ヘ」に改め、同項中チをトとし、リをチとし、同表三十四の二の項中、「介護保険法(以下この項において「法」という。及び「及び」)を削り、イからウまでを削り、ヰをイとし、ノをロとし、同表三十四の三の項中、「に基づく事務のうち、次に掲げるもの」を、「特定非営利活動促進法施行条例(平成十年宮城県条例第三十四号。以下この項において「条例」という。及び「及び」)並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(ハ)括弧内に掲げる場合に限る。(イ)二からルまで、タ、ソ及びツ、ネ(括弧内に掲げる場合を除く。)、ナ(括弧内に掲げる場合を除く。)、ラ、ム、ノからクまで及びマに掲げる事務であって、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人に係るものを除く。)」に改め、同項八中、「第十三条第二項」の下に、「及び第三項」を加え、「受理」を「受理等」に改め、同項中「第六項」を「第七項」に改め、同項リ中「受理等」を「受理」に改め、同項中ネをナとし、ヨからツまでをタからネまでとし、同項力中「受理」の下に「(解散法人に係るものを除く。)」を加え、同項力中「受理」の下に「(解散した認定特定非営利活動法人及び解散した仮認定特定非営利活動法人以下、解散法人」という。に係るものを除く。)」

を加え、同項中ルをヲとし、又をルとし、リの次に次のように加える。  
又 法第三十条の規定による閲覧等

第二条の表三十四の三の項に次のように加える。

ラ 法第七十二条の規定による措置

ム 法第七十三条の規定による照会等

ウ 条例第二条第一項及び第二項の規定による申請書の受理

エ 条例第三条第一項の規定による縦覧

オ 条例第六条第一項の規定による申請書の受理

カ 条例第七条の規定による届出書の受理

ク 条例第九条第一項の規定による閲覧等

ケ 条例第十一条の規定による申請書の受理

コ 条例第十二条第一項の規定による申請書の受理

ケイからマまでに掲げるもののほか、法及び条例の施行に係る事務のうち、規則に基づき事務であつて別に規則で定めるもの

第二条の表三十四の八の項中「各市町村(仙台市を除く。)」を「各町村」に改める。

第二条 事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表中二十二の二の項を削り、二十二の三の項を二十二の二の項とする。

附 則

この条例中第一条の改正規定は平成二十四年四月一日から、第一条の改正規定は平成二十五年四月一日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成十四年宮城県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中第十八号を第十九号とし、第三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同表第二号中

「(昭和四十三年法律第百号)」を削り、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

二 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三号各号のいずれかに該当するものに関する事業(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十九条の規定によりみなされるものを含む。)

の用に供するための土地等の取得又は使用に関する事務であつて別に規則で定めるもの  
附 則  
この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

地域環境保全特別基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

地域環境保全特別基金条例の一部を改正する条例

地域環境保全特別基金条例(平成二十一年宮城県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「省エネルギー」を「再生可能エネルギー源(永続的に利用することができる」と認められるエネルギー源をいう。)」の「利用」に改め、「推進」の下に「及び災害廃棄物(東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)第二条に規定する災害廃棄物をいう。)」の処理の促進を加える。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

環境審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

環境審議会条例の一部を改正する条例

環境審議会条例(平成六年宮城県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において宮城県環境審議会の委員(県議会の議員である委員に限る。)である者の任期は、改正前の環境審議会条例第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

自然環境保全審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

自然環境保全審議会条例の一部を改正する条例

自然環境保全審議会条例（昭和四十七年宮城県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「次の各号に」を、「次に」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五条第二項第十二号中、「第十二条第二項」を、「第十二条第三項」に改め、同項第十三号中、「第十三条」を、「第十三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定（「次の各号に」を、「次に」に改める部分に限る。）及び第五条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

県立自然公園条例の一部を改正する条例

県立自然公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中、「協議し、その同意を得て」を、「協議して」に改め、同条第四項中、「同意を得よう」を、「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に、「協議書又は」を加え、同条第五項中、「前項の」の下に、「協議書又は」を加え、同条第六項中、「同意を得た」を、「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を、「協議しなければ」に改め、同条第七項中、「同意を得よう」を、「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に、「協議書又は」を加え、同条第八項中、「前項の」の下に、「協議書又は」を加える。

第七条の四第一項中、「協議し、その同意を得た」を、「協議した」に改め、同条第二項中、「同意を得よう」を、「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に、「協議書又は」を加え、同条第三項中、「前項の」の下に、「協議書又は」を加える。

第七条の六第一項中、「第七条の二第二項の同意又は同条第三項」を、「第七条の二第三項」に改め、

同条第二項中、「第七条の二第二項の同意又は同条第三項」を、「第七条の二第三項」に、「当該同意又は」を、「当該」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に次の表の上欄に掲げる規定の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、それぞれ同表の中欄に掲げる規定による協議書及び同表の下欄に掲げる規定による添付書類とみなす。

改正前の県立自然公園条例（以下「旧条例」という。）第七條の二第二項	改正後の県立自然公園条例（以下「新条例」という。）第七條の二第四項	新条例第七條の二第五項
旧条例第七條の二第六項	新条例第七條の二第七項	新条例第七條の二第八項において準用する同條第五項
旧条例第七條の四第一項	新条例第七條の四第二項	新条例第七條の四第三項

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十三号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年宮城県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とする。

第五条第一項中、「別表第三各号」を、「別表第四各号」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条中、「別表第一」を、「別表第三」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中、「別表第一」を、「別表第二」に改め、同条第二項中、「食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）」を、「政令」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員配置の基準）

第一条 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「政令」という。）第八條第一項に規定する基準は、別表第一のとおりとする。

附則第二項中、「第五条第一項」を、「第六条第一項」に、「別表第三第一号」を、「別表第四第一号」に改める。

別表第三中、「(第五条関係)」を、「(第六条関係)」に改め、同表を別表第四とする。

別表第二中、「(第三条関係)」を、「(第四条関係)」に改め、同表を別表第三とする。

別表第一中、「(第二条関係)」を、「(第三条関係)」に改め、同表第一号へ(ロ)中、「食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第 213 号)(第二十一条第一項第一号ト)」を、「食品衛生法第十九条第一項

の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第 45 号)第一条第一項第七号」に改め、同表を別表第二とし、附則の次に次の二表を加える。

別表第一(第二条関係)

- 一 食品衛生検査施設の設備の基準
  - イ 理化検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
  - ロ 純水装置、定温乾燥器、デンプフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計
  - 高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- 二 食品衛生検査施設の職員の配置の基準

検査又は試験のために必要な職員を置くこと。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一第一号へ(ロ)の改正規定は、公布の日から施行する。

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例

(食品衛生取締条例の一部改正)

第一条 食品衛生取締条例(昭和三十年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をい

う。)(」に、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第一条 食品衛生法施行条例(平成十二年宮城県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改め、同項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をい

う。)(」に、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第三条 旅館業法施行条例(昭和三十三年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改め、同項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をい

う。)(」に、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第六条 公衆浴場法施行条例(平成六年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改め、同項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をい

う。)(」に、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

(理容師法施行条例の一部改正)



第七条 美容師法施行条例（平成十二年宮城県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改め、同項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう）」に、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

（美容師法施行条例の一部改正）

第八条 美容師法施行条例（平成十二年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改め、同項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう）」に、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

（動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第九条 動物の愛護及び管理に関する条例（平成十二年宮城県条例第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の前の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改め、同項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう）」に、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第七項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改める。

（クリーニング業法施行条例の一部改正）

第十条 クリーニング業法施行条例（平成十四年宮城県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改め、同項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう）」に、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

（温泉法施行条例の一部改正）

第十一条 温泉法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改め、同項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう）」に、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

う。）」に、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

（薬事法施行条例の一部改正）

第十二条 薬事法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改め、同項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう）」に、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

（毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正）

第十三条 毒物及び劇物取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改め、同項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう）」に、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

（覚せい剤取締法施行条例の一部改正）

第十四条 覚せい剤取締法施行条例（平成十一年宮城県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改め、同項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう）」に、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正）

第十五条 麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改め、同項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう）」に、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

（公安委員会関係手数料条例の一部改正）

第十六条 公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五項の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改める。

改め、同項中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十五号

消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

消費者行政活性化基金条例（平成二十一年宮城県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年宮城県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二章」の下に「、第三章及び第五章」を加える。

第二条第一項中「同項各号に掲げる書類を添付した」を削り、同条第二項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第十条第一項第二号八に掲げる書類を第一項の申請書に添付することを要しない。

一 知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項の規定により他の都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき。

二 知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により、当該役員に係る本人確認情報を利用

するとき。

第三条の二を削る。

第十五条中「の規定及び」を「、第三章及び第五章の規定並びに」に改め、同条を第二十七条とする。

第十四条第一項中「第四十四条の三」を「第七十五条」に、「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項、法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）」に改め、法第五十二条第四項（法第六十二条において準用する場合を含む。）並びに法第五十四条第五項（法第六十二条において準用する場合を含む。）に改め、同条を第二十六条とする。

第十三条第一項中「第四十四条の三」を「第七十五条」に改め、「第十四条」の下に「（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び法第三十五条第一項」を「、法第三十五条第一項及び法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「特定非営利活動法人が」の下に「第五条及び」を加え、同条を第二十五条とする。

第十二条第一項中「第四十四条の三」を「第七十五条」に改め、「第十四条」の下に「（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）」を、「第二十八条第一項」の下に「及び第二項」を、「第三十五条第一項」の下に「、法第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第二十四条とする。

第十一条中「第四十四条の二」を「第七十四条」に改め、同条を第二十三条とする。

第十条を削る。

第九条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の十条を加える。

（認定の申請）

第十三条 法第四十四条第一項の規定により認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

（認定の有効期間の更新）

第十四条 法第五十一条第二項の規定により法第四十四条第一項の認定の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

（知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による定款の変更の届出等）

第十五条 第七条及び第八条の規定は、県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄庁（法第九条に規定する所轄庁をいう。）でないものが法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十五条第六項又は法第二十九条の規定による届出又は提出を知事にする場合について準用する。

（知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による議事録の謄本等の提出）

第十六条 法第五十二条第二項の規定により社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を提出しようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第十七条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度最初の三月以内に行わなければならない。

（助成金の支給に関する書類等の提出）

第十八条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、法第五十四条第三項の書類にあつては助成金の支給を行った後遅滞なく、同条第四項の書類にあつては同項に規定する海外への送金又は金銭の持出しを行う前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難な場合にあつては、事後遅滞なく）、行わなければならない。

（認定特定非営利活動法人による役員報酬規程等の公開）

第十九条 法第五十六条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

2 知事は、規則で定めるところにより、法第五十六条の閲覧に係る書類の写しを公衆の閲覧に供するものとする。

（仮認定の申請）

第二十条 法第五十八条第一項の規定により仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

（認定に係る規定の仮認定への準用）

第二十一条 第十五条から第十九条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。

（合併による認定又は仮認定の承継）

第二十二条 法第六十三条第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第二項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

第八条を第十一条とする。

第七条中「同条第三項の書面を添付した」を削り、同条を第十条とする。

第六条の見出し中「閲覧」を「公開」に改め、同条第一項中「第二十九条第二項」を「第三十条」に改め、「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同条第二項中「第二十九条第二項」を「第三十条」に改め、同条を第九条とする。

第五条中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に、「書類」を「事業報告書等」に改め、同条を第八条とする。

第四条第二項中「前条第一項」を「第三条第二項」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（定款の変更の届出）

第七条 法第二十五条第六項の規定により定款の変更の届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

第三条の次に次の二条を加える。

（軽微な不備の補正）

第四条 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する条例で定める軽微な不備は、法第十条第三項に規定する申請書及び当該申請書に添付された書類の内容の同一性に影響を与えないものであつて規則で定めるものとする。

（社員総会の議事録）

第五条 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成しなければならない。

2 法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- 二 前号の事項の内容を提案した者の氏名又は名称
- 三 社員総会の決議があつたものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定は、同年七月九日から施行する。

社会福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号

社会福祉施設条例の一部を改正する条例

社会福祉施設条例（昭和四十八年宮城県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表児童福祉法に規定する施設の項中

肢体不自由児施設

を

医療型障害児入所施設

に、  
肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。

を

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。

に改める。

別表第一の七の項中「第七条第六項」を「第七条第二項」に、「肢体不自由児施設支援」を「障害児入所支援」に、「特定費用」を「入所特定費用」に改め、同表八の項中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改める。

別表第四の六の項中「第八条第二十二項」を「第八条第二十四項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

地域医療再生臨時特例基金条例（平成二十二年宮城県条例第一号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「解決する」の下に「とともに、革新的な医療機器の開発等の促進を図る」を加える。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例

看護学生修学資金貸付条例（昭和三十八年宮城県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中、「(3)」「(4)」「(5)」「(6)」を「から(6)まで」に改め、同号イ(2)中「第七条第六項」を「第六条の二第三項」に改め、同号イ(9)中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同条第一項第一号中、「(2)」「(3)」「(7)」「(8)」「(9)及び(10)」を「から(3)まで及び(7)から(10)まで」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定（同条第一項第一号イの改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

介護保険財政安定化基金条例（平成十二年宮城県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。  
附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。  
(処分の特例)

2 基金は、平成二十四年度に限り、第六条の規定にかかわらず、法附則第十条第一項に規定するところにより、処分することができる。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例（平成二十三年宮城県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東日本大震災みやぎこども育英基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

東日本大震災みやぎこども育英基金条例の一部を改正する条例

東日本大震災みやぎこども育英基金条例（平成二十三年宮城県条例第一百十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成四十二年三月三十一日」を「平成四十八年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例

妊婦健康診査臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第五号）の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成二十四年九月三十日」を「平成二十五年九月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年宮城県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（法第三条第一項の条例で定める要件）

第三条 法第三条第一項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。
- 二 施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村における同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

- 三 子育て支援事業のうち、施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行つこと。
- 四 別表に掲げる基準に適合すること。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（法第三条第三項の条例で定める要件）

第四条 法第三条第三項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 次のいずれかに該当する施設であること。
- イ 幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
- ロ 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成

する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

三 別表に掲げる基準に適合すること。

別表中「(第三条関係)」を「(第三条、第四条関係)」に改め、同表第二号イ中「(昭和二十二年法律第六十四号)」を削り、同表第三号イ中「法第三条第二項の」を削り、同号ト中「幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、満三歳以上の子どもに対する食事の提供について」を「認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するとき」に改め、同表第七号に次のように加える。

ヲ 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該認定こども園が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

別表備考第一号イ中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

障害児通所給付費等不服審査会条例をここに公布する。  
平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

障害児通所給付費等不服審査会条例

(設置)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第九十八条第一項の規定に基づき、宮城県障害児通所給付費等不服審査会を置く。

(準用)

第二条 前条の宮城県障害児通所給付費等不服審査会については、障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年宮城県条例第三十二号)第一条から第四条までの規定を準用する。この場合において、同条例第二条第一項中「不服審査会」とあるのは、「宮城県障害児通所給付費等不服審査会」と、同条例第三条中「障害者自立支援法第二百三条第二項」とあるのは、「児童福祉法(昭和二十二年法律

第六十四号)第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第二百三条第二項」と、「同条第一項」とあり、及び「障害者自立支援法第二百三条第一項」とあるのは、「児童福祉法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第二百三条第一項」と、「別表宮城県障害者介護給付費等不服審査会の委員の項」とあるのは、「別表宮城県障害児通所給付費等不服審査会の委員の項」と、同条例第四条中「この条例」とあるのは、「障害児通所給付費等不服審査会条例(平成二十四年宮城県条例第三十五号)第二条の規定により読み替えて準用するこの条例」と、「不服審査会」とあるのは、「宮城県障害児通所給付費等不服審査会」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県障害児通所給付費等不服審査会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六級
----------------------	---------	---------	----

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

精神保健福祉センター使用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

○宮城県条例第三十七号 宮城県知事 村 井 嘉 浩

精神保健福祉センター使用料等条例の一部を改正する条例  
精神保健福祉センター使用料等条例(平成十四年宮城県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の六の項中「第八条第二十二項」を「第八条第二十四項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

知的障害児施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

知的障害児施設条例の一部を改正する条例

知的障害児施設条例(平成十七年宮城県条例第二百五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福祉型障害児入所施設条例

第一条中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に改める。

第二条第一項中「知的障害児を保護し、又は治療するとともに」を「障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び」に、「を提供する」を「の付与を行う」に、「第七条第一項」を「第四十二条第一項第一号」に、「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に改める。

第三条第一号中「第七条第三項」を「第七条第二項」に、「知的障害児施設支援(以下「知的障害児施設支援」を「障害児入所支援(障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与に限る。以下「障害児入所支援」に改め、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「平成十七年法律第二百二十三号)第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 障害者自立支援法第五条第十一项に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という)に関すること。

第三条第一号の次に次の一号を加える。

二 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第七項に規定する生活介護(以下「生活介護」という)に関すること。

第六条中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「から知的障害児施設支援」を「から障害児入所支援」に、「から短期入所」を「から生活介護、短期入所若しくは施設入所支援(以下「生活介護等」という)」に改め、同条第一号中「当該知的障害児施設支援」を「当該障害児入所支援」に改め、及び治療に要する費用」を削り、「知的障害児施設支援に係る特定費用」を「入所特定費用」に、「短期入所」を「生活介護等」に、「又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(」を「若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(」に、「現に知的障害児施設支援」を「現に障害児入所支援」に改める。

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

障害者支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十九号 宮城県知事 村 井 嘉 浩

障害者支援施設条例の一部を改正する条例

障害者支援施設条例(平成十八年宮城県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者支援施設等条例

第一条中「基づき」の下に「障害福祉サービス事業を行う施設及び」を加える。

第二条を次のように改める。

(設置)

第二条 障害者につき、障害福祉サービスを行うため、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設及び同条第十二項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設等」という)を設置する。

2 障害者支援施設等の種別、名称、位置及び業務は、次のとおりとする。

種 別	名 称	位 置	業 務
			一 次に掲げる障害福祉サービスに関すること。 イ 法第五条第七項に規定する生活介護(以下「生活介護」という)。 ロ 法第五条第八項に規定する短期入

障害福祉サービス事業を行う施設	宮城 二 宮二啓佑学園	黒川 大和町	所(以下「短期入所」という。) 八法第五條第十一項に規定する施設 入所支援(以下「施設入所支援」と いう。) 二法第五條第十五項に規定する就労 継続支援 二前号に掲げるもののほか、宮城県船 形二の設置の目的を達成するた めに知事が必要と認める業務
障害福祉サービス事業を行う施設	宮城 二 宮二啓佑学園	仙台市	一 次に掲げる障害福祉サービスに関す ること。 イ生活介護 短期入所 施設入所支援 二前号に掲げるもののほか、宮城県第 二啓佑学園の設置の目的を達成するた めに知事が必要と認める業務
障害福祉サービス事業を行う施設	宮城 二 宮二啓佑学園	大崎市	一 次に掲げる障害福祉サービスに関す ること。 イ短期入所 訓練 法第五條第十三項に規定する自立 訓練 二前号に掲げるもののほか、宮城県援 護の設置の目的を達成するために知 事が必要と認める業務

第三条を削る。

第四条中「支援施設」を「障害者支援施設等」に改め、同条を第二条とする。

第五条第一号中「第三各号」を「第二各号」の表の第二欄に掲げる障害者支援施設等の区分に応じ同表の第四欄に改め、同条第二号中「支援施設」を「障害者支援施設等」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「支援施設から施設障害福祉サービス」を「障害者支援施設等から障害福祉サービス」に改め、「又は短期入所により支援施設を利用したとき」を削り、同条第一号中「施設障害福祉サービス又は短期入所」を「障害福祉サービス」に改め、同条を第五条とする。

第七条第二号中「支援施設」を「障害者支援施設等」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「支援施設」を「障害者支援施設等」に改め、同条を第七条とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(精神障害者社会復帰施設条例の廃止)

2 精神障害者社会復帰施設条例(平成十七年宮城県条例第二百二十八号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前の宮城県看護寮の使用料については、前項の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設条例第八条の規定は、なお従前の例による。

後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例  
後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第二条中「一万分の十六」を「零」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

宮城県中小企業振興機械類貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十一号

宮城県中小企業振興機械類貸与に関する条例の一部を改正する条例  
宮城県中小企業振興機械類貸与に関する条例(昭和二十九年宮城県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「財団法人みやぎ産業振興機構」を「公益財団法人みやぎ産業振興機構」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十二号

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例



損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十三年宮城県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）に規定する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する求償権の譲渡

附則

この条例は、公布の日から施行する。

みやぎ観光創造県民条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十三号

みやぎ観光創造県民条例の一部を改正する条例

みやぎ観光創造県民条例（平成二十三年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。  
第三条第七号中「特定重要港湾湾仙台塩釜港等」を「国際拠点港湾湾仙台塩釜港等」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

主要農作物品種審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十四号

主要農作物品種審査会条例の一部を改正する条例

主要農作物品種審査会条例（昭和二十七年宮城県条例第六十号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「二十三人」を「十人」に改め、同条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、同条第三項中「及び第五号」を削る。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定（同項第五号を削る部分に限る。）及び同条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十五号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十四年宮城県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「附則第十一項」を「附則第九項」に改める。

附則第三項中「附則第十九項」を「附則第十六項」に改め、附則に次の一項を加える。

（負担金の額の特例）

4 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）

以下「特例法」という。）の適用を受ける国営土地改良事業（特例法第三条の規定により土地改良事業とみなされる特例法第二条第一項に規定する除塩で国が行うものを含む。以下同じ。）についての第二条第一項の規定により県が徴収する負担金の総額は、第三条第一項の規定にかかわらず、

特例法第五条の規定に基づき県が負担する負担金の額（当該負担金の額が他の法令の規定により軽減される場合にあつては、その軽減されることとなる額を控除した額）から当該国営土地改良事業に要する費用の額（加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額）に百分の四十二以内

で規則で定める割合を乗じて得た額（加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額）及び市町村負担額を控除して得た額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例附則第四項の規定は、この条例の施行の日前に行われた東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）

以下「特例法」という。）の適用を受ける国営土地改良事業（特例法第三条の規定により土地改良事業とみなされる特例法第二条第一項に規定する除塩で国が行うものを含む。）に係る負担金についても適用する。

森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十六号

森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例

森林整備地域活動支援基金条例(平成十四年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号

宮城県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

宮城県地方港湾審議会条例(昭和四十九年宮城県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第五条第二項中「第六号」を「第五号」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十八号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する等の条例

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第一条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年宮城県条例第十五号)の一部

を次のように改正する。

第五条第一項第二十一号を削り、同項第二十二号中「による放送事業」を「第二条第二号に規定

する基幹放送」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第二十三号を第二十二号とし、第二十

四号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の廃止)

第二条 風致地区内における建築等の規制に関する条例は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年一月を超えない範囲内において規則で定める日

三 次項及び附則第三項の規定 平成二十四年四月一日

(経過措置)

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の

一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令(平成二十三年政令第三百六十二号。

以下「整備令」という。)附則第一条ただし書の規定に基づき市町村が整備令第十四条の規定によ

る改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和四

十四年政令第三百十七号。以下「新令」という。)で定める基準に従った条例の制定及び施行をし

たこと又は同条の規定の施行の日から起算して三年を経過したことにより、第一条の規定による廃

止前の風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)が新令で定める

基準に従ったものとみなされないこととなる場合における旧条例が新令で定める基準に従ったもの

とみなされないこととなる日前に事務処理の特例に関する条例(平成十一年宮城県条例第五十四号。

以下「事務処理特例条例」という。)の規定により事務処理特例条例第二条の表三十九の項の下欄

に掲げる市町村の長が旧条例及び旧条例の施行のための規則(以下「旧条例等」という。)の規定

に基づき行った処分その他の行為及び当該市町村の長に対して旧条例等の規定に基づきなされた申

請その他の行為(事務処理特例条例附則第二項の規定により当該市町村の長の行った処分その他の

行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなされるものを含む。)について

は、なお従前の例による。

3 前項に規定する場合における旧条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる

日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十九号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例(昭和四十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とす

る。

## 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県条例第五十号

流域下水道条例の一部を改正する条例

流域下水道条例（昭和五十三年宮城県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十三年法律第七十九号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第十一条を第十七条とする。

第十条中「第六条」を「第十二条」に改め、同条を第十六条とし、第九条を第十五条とし、第三条

から第八条までを六条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の六条を加える。

（流域下水道の構造の技術上の基準）

第三条 法第二十五条の第十一项において準用する法第七条第二項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第七条までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第四条 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- 四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- 五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の知事が定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の技術上の基準）

第五条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 排水管の内径及び排水渠の断面積は、知事が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃に必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

五 まず又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべし又はマンホールにあつては、密閉することができるとする蓋）を設けること。

（処理施設の構造の技術上の基準）

第六条 第四条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

二 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第七条 前三条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

一 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道

二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道

（終末処理場の維持管理）

第八条 法第二十五条の第十一项において準用する法第二十一条第二項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

二 沈砂池又はちんどん池のどろのために砂、汚泥等が落ちたときは、速やかにこれを除去すること。

三 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

四 前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

- 五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- 六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置を講ずること。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十一号

県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を次のように改める。

普通県営住宅に入居することができる者は、法第二十三条各号に掲げる条件を具備するほか、次に掲げる条件を具備する者とする。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

二 その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が次のいずれかを滞納している者でないこと。

イ 県営住宅の家賃若しくは割増賃料又はこれに係る損害賠償金

ロ 共同施設として整備された駐車場若しくは改良住宅駐車場の使用料又はこれらに係る損害賠償金

八 県税

三 その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第二十一条第六号に規定する暴力団員でないこと。

第六条第二項中「法」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）（附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第三十二条の規定による改正前の法第二十七条において旧法といたす。）（「令」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百一十四号。以下この条、第二十七条及び第二十八条において「整備令」という。）（第一条の規定による

改正前の令（以下この条、第二十七条及び第二十八条において「改正前の令」という。）（に改め、同条第四項中「住宅地区改良法施行令」を「整備令第五条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令」とし、「準用する令」を「準用する改正前の令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（入居者の資格の特例）

第六条の二 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前条第一項第一号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者については、この限りでない。

一 六十歳以上の者（平成十八年四月一日前に五十歳以上であつた者を含む。）

二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）（第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）（第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）（第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

五 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）（第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）（附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）（第一条に規定するハンセン病療養所入所者等

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）（第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

九 法第二十四条第一項の規定により法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたも

の

十 法第二十四条第二項に規定する条件を具備する者

十一 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条の規定により法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたもの

2 知事は、入居の申込みをした者が前項第一号から第八号までに規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受け取ることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 知事は、入居の申込みをした者が第一項第一号から第八号までに規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。  
第二十七条第一項中、「法」を「旧法」に、「令」を「改正前の令」に改め、同条第二項中、「住宅地区改良法施行令」を「整備令第五条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令」に、「準用する令」を「準用する改正前の令」に改める。

第二十八条第三項中、「住宅地区改良法施行令」を「整備令第五条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令」に改め、同条第四項中、「住宅地区改良法施行令」を「整備令第五条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令」に、「準用する令」を「準用する改正前の令」に改める。

第三十五条中、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第五十七条第二項中第二十一号を第二十二号とし、第三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第六条の二第二項の規定により調査させること及び同条第三項の規定により市町村に意見を求めること。

第五十七条第三項の表第七條第六項及び第七項、第九條第一項、第三項及び第四項、第十條、第十一條第一項、第十二條第二項、第二十九條第三項及び第六項、第三十一條、第三十九條第六項及び第七項、第四十六條（第一項を除く）、第四十七條、第四十八條並びに第五十二條第一項及び第四項の項中、「第七條第六項」を「第六條の二第二項及び第三項、第七條第六項」に改める。

附則第七項中、「法第二十三條第一号」を「第六條第一号」に改める。

附則第十項中、「令」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百二十四号。以下この条、第二十七條及び第二十八條において「整備令」という。）（第一条の規定による改正前の令）（以下この条、第二十七條及び第二十八條において「改正前の令」という。）に改める。

附則第十一項中、「令第六條第五項第一号」を「改正前の令第六條第五項第一号」に、「令第六條第五項第二号」を「改正前の令第六條第五項第二号」に、「令第六條第五項第三号」を「改正前の令第六條第五項第三号」に改める。

別表第一第一号の表県営志津川廻館前住宅の項を削る。

別表第一第二号の表県営志津川廻館前住宅駐車場の項を削る。

別表第二県営志津川廻館前住宅駐車場の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三十五條の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る県営住宅の入居者の資格については、改正後の県営住宅条例第六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。